

契約約款の一部改正について

前払金の限度額撤廃に対応するため、真岡市建設工事請負契約書及び建設関連業務委託契約書の一部を別紙のとおり改正しました。

平成30年4月1日以降に締結する契約に適用されます。

別紙

真岡市建設工事請負契約書約款 新旧対照表

改正後	現 行
<p>(前金払及び中間前金払)</p> <p>第35条 受注者は、真岡市建設工事等執行規則（平成21年規則第28号）第14条第1項の規定に該当する場合、保証事業会社と、契約書記載の工事完成の時期を保証期限とする公共工事の前払金保証事業に関する法律第2条第5項に規定する保証契約（以下「保証契約」という。）を締結し、その保証証書を発注者に寄託して、請負代金額の10分の4以内の前払金の支払いを発注者に請求することができる。</p> <p>2～8 略</p>	<p>(前金払及び中間前金払)</p> <p>第35条 受注者は、真岡市建設工事等執行規則（平成21年規則第28号）第14条第1項の規定に該当する場合、保証事業会社と、契約書記載の工事完成の時期を保証期限とする公共工事の前払金保証事業に関する法律第2条第5項に規定する保証契約（以下「保証契約」という。）を締結し、その保証証書を発注者に寄託して、請負代金額の10分の4以内の前払金の支払いを発注者に請求することができる。<u>ただし、前払金は1億円を限度とする。</u></p> <p>2～8 略</p>

真岡市業務委託契約書約款 新旧対照表

改正後	現 行
<p>(前払金)</p> <p>第35条 受注者は、真岡市建設工事等執行規則（平成21年規則第28号）第14条第1項の規定に該当する場合、保証事業会社（公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第2条第4項に規定する保証事業会社をいう。以下同じ。）と、契約書記載の履行期限を保証期限とする公共工事の前払金保証事業に関する法律第2条第5項に規定する保証契約（以下「保証契約」という。）を締結し、その保証証書を発注者に寄託して、業務委託料の10分の3以内の前払金の支払いを発注者に請求することができる。</p> <p>2～6 略</p>	<p>(前払金)</p> <p>第35条 受注者は、真岡市建設工事等執行規則（平成21年規則第28号）第14条第1項の規定に該当する場合、保証事業会社（公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第2条第4項に規定する保証事業会社をいう。以下同じ。）と、契約書記載の履行期限を保証期限とする公共工事の前払金保証事業に関する法律第2条第5項に規定する保証契約（以下「保証契約」という。）を締結し、その保証証書を発注者に寄託して、業務委託料の10分の3以内の前払金の支払いを発注者に請求することができる。<u>ただし、前払金は1億円を限度とする。</u></p> <p>2～6 略</p>